

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

厚生年金関係 11 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成8年11月から9年12月までは20万円、10年1月から同年7月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月1日から10年8月31日まで
A社に勤務していたときの被保険者期間のうち、平成8年11月から10年7月までの標準報酬月額が実際の報酬月額と相違している。当時の報酬月額は20万円及び36万円ぐらいであったので、実際に支払われていた給与に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び商業登記簿謄本によると、申立人が取締役を務めていたA社は、平成10年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日以降の同年10月22日付けで、申立人のほか3名の従業員の申立期間に係る標準報酬月額の記録が遡^{そきゅう}及して減額訂正されており、申立人の場合、標準報酬月額が当初8年11月から9年12月までは20万円、10年1月から同年7月までは36万円と記録されていたものが、それぞれ9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

なお、申立人は「申立期間当時、会社の社会保険事務の担当であったが、その事務は社長の指示によるもので、権限は無かった」と申述している上、事業主からの「当時、厚生年金保険料等の滞納があり、その解消のため、私が社会保険事務所の職員と相談した。申立人は標準報酬月額^{そきゅう}の遡^{そきゅう}及訂正に関して責任は無かった」との証言を踏まえると、申立人が当該事業所の社会保険事務担当者として、当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関して責任を負うべき立場にあったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申

立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成8年11月から9年12月までは20万円、10年1月から同年7月までは36万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和21年3月12日、資格喪失日に係る記録を同年8月23日とし、申立期間①に係る標準報酬月額を同年3月は220円、同年4月から同年7月までは210円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年3月12日から同年8月23日まで
(A社)
② 昭和21年8月30日から24年7月26日まで
(B社)

両申立期間について、A社及びB社に所属し、船員として勤務したが、社会保険事務所に記録の照会をしたところ、船員保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。当時の船員手帳を所持しているため、両申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持している船員手帳によると、申立人が昭和21年3月12日から同年8月23日までの期間、機関長としてC国所有船舶のD号に乗船していることが確認でき、同船の航海士及び機関士も申立人が乗船していたと証言している。

また、申立人が所持している卒業証書によると、申立人はE校を昭和20年12月24日に卒業していることが確認できるところ、申立人は「E校卒業後の昭和21年3月上旬にA社から自宅に電報があり、A社Fに出頭し、同年3月12日からD号に乗船した」と申述しており、申立人のほか同校の同期生多数が、申立人と同様にA社からの電報により、同社に出頭し、21年3月ごろから米軍から貸与を受けた20隻前後のLC T（戦車上陸用小型舟艇）に乗船した旨を証言していることを踏まえると、申立人のほか前述の同期生は同社に採用されたことが推認できる。

さらに、申立人と同様にD号に乗船していた同僚の船員手帳には「昭和22年9月3日、D号を米国に返還のため下船」と記載されていることから、申立期間①中においても、同船をA社が米国から貸与を受けていたことがうかがえる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間①について、船員保険被保険者として、A社により船員保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の船員手帳に記載されている給料から、昭和21年3月は220円、同年4月から同年7月までは210円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散しており、確認できないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人は昭和21年8月30日からB社に雇用され、駐留軍船舶に乗船していたと申し立てているところ、申立人が所持している船員手帳、米軍船舶船長による乗船証明及び輸送船乗組員名簿によると、申立人が申立期間②において駐留軍船舶に乗船していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が船員保険の適用事業所となったのは、昭和24年7月27日である上、申立人と共に輸送船*号に乗船していた同僚の船長、一等航海士のほか、同事業所の同僚の船員保険の被保険者資格取得日も同日であり、申立人と同様に申立期間②における船員保険被保険者記録は確認できない。

また、当該事業所の業務の一部を継承している独立行政法人G機構に申立人に係る関連資料は残存していない上、申立人は申立期間②における船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（36万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月1日から同年11月30日まで
A社における厚生年金保険被保険者期間である平成7年6月1日から同年11月30日までの標準報酬月額が、14万2,000円に引き下げられている。当時の報酬月額は35万円ぐらいであったので、実際に支払われていた報酬月額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び商業登記簿謄本によると、申立人は、取締役を務めていたA社の厚生年金保険の被保険者資格を平成7年11月30日に喪失しているところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった8年3月31日より後の同年4月10日付けで、申立人のほか同社の事業主の標準報酬月額の記録が遡及して減額訂正されており、申立人の場合、申立期間に係る標準報酬月額が当初36万円と記録されていたものが、14万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、事業主及び従業員の証言は得られないものの、申立人は「当初、肩書きは代表取締役であったが、会社を興した後任の代表取締役に自分の人脈を頼られて入社し、その人脈により営業専門に担当していたため、社会保険事務に関与したことはない。また、平成8年4月8日に開かれた債権者会議の数か月前からほとんど出社しておらず、報酬も受けていない」と申述しているところ、事実、商業登記簿謄本によると、申立人は平成7年12月27日付けで代表取締役を辞任して取締役に就任していることが確認できる上、申立人は、当該減額訂正が行われた8年4月10日より前の7年11月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していたことを踏まえると、申立人が当該減額訂正に関与していたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は

無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 36 万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 6 月から 44 年 3 月まで
(A社又はB社)
② 昭和 44 年 8 月から 49 年 3 月まで
(C社)
③ 昭和 50 年 2 月から 56 年 3 月まで
(D社)
④ 昭和 57 年 1 月から 60 年 7 月まで
(E社)
⑤ 昭和 61 年 1 月から平成元年 3 月まで
(F社)

各申立期間に各事業所において勤務したが、社会保険事務所に記録の照会をしたところ、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。勤務していたことは確かなので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人がA社（現在は、G社）の配送部門を請け負っていたB社に勤務していたことは、事業主及び同僚の証言によりうかがえるものの、同社に関連資料が保存されていないことから、申立人の勤務期間を特定できない。

また、当該事業所の事業主は「当時は経営が苦しく、社会保険に加入することはできなかった」と回答しているところ、社会保険庁の記録によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所として確認できるのは平成3年12月6日であり、申立期間において、事業主及び申立人を含めた従業員の厚生年金保険の加入記録も確認できない。

申立期間②について、申立人はC社（現在は、H社）に勤務していたと主張しているが、当時の従業員から申立人及び申立人から名前の挙がった同僚に関する証言が得られないことから、申立人が同社に勤務していた事実を推認できない上、同社が保管している社会保険関係資料に申立人及び当該同僚の氏名は見当たらないことから、事業主により申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得届が提出された事情はうかがえない。

申立期間③について、申立人の「D社に直接雇用されておらず、世話役が事業所から仕事を請け負い、その下で勤務していた」との申述を踏まえると、申立人がD社の従業員であった事情はうかがえない上、同社は「申立人が弊社の社員として在籍していた記録は見当たらない。下請業者や一人親方等の様々な方が現場ごとに従事しており、申立人はその中の一員であったと思われることから、厚生年金保険には加入していなかったのではないか」旨の回答をしている。

申立期間④に係るE社（現在は、I社）における勤務形態について、申立人は「冬場の期間（おおよそ1月から3月まで）だけ住み込みで勤務した」と証言しているところ、同社が保管している季節労働者台帳に申立人の氏名は見当たらず、申立人が記憶している同僚からも証言を得られないため、申立人が同社に勤務していた事実を推認できない。

また、当該事業所は「季節労働者は一部の者のみを社会保険に加入させていた」と回答しているところ、申立人が記憶する季節労働者であった同僚も厚生年金保険の加入記録が確認できない上、申立人の厚生年金基金加入員記録も確認できないことから、同事業所は必ずしも従業員のすべてを厚生年金保険に加入させる取扱いでなかったことがうかがえる。

申立期間⑤について、申立人はF社に勤務していたと主張しているが、複数の従業員は申立人を記憶しておらず、申立人が記憶する同僚からも証言を得られないことから、申立人が同社に勤務していた事実を推認できない。

また、当該事業所が保管している賃金台帳及び源泉徴収票に申立人の氏名は見当たらない上、同事業所は「正社員、準社員、短期労働者の賃金台帳ですべての従業員を確認できるが、いずれにおいても申立人の氏名が見当たらないことから、申立人は班長（一人親方）の下で勤務していたと考えられ、この勤務形態の者については全員を厚生年金保険に加入させていなかった」と回答していることを踏まえると、同事業所は業務に従事している者のすべてを厚生年金保険に加入させる取扱いでなかったことがうかがえる。

さらに、申立人はすべての申立期間について、「会社から健康保険証は交付されず、国民健康保険に加入していた」と申述しているところ、事実、少なくとも申立人が住民票を現在の住所地に異動する以前から現在に至る

まで国民健康保険の加入記録が確認できる上、申立人は各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確でない。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 5 月 21 日から 9 年 1 月 21 日まで
社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。給与支給明細書及び源泉徴収票を保有しているため、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有しているA社から交付された「平成8年分給与所得の源泉徴収票」によると、申立人の就職年月日は平成8年11月14日と記載されているが、申立期間当時に在籍していた同僚から明確な証言を得ることができず、雇用保険の加入記録も確認できないことから、申立人の勤務開始日を特定できない。

また、申立人から提出された当該事業所の給与支給明細書は、申立期間である平成8年5月分及び同年7月分から9年1月分までの期間のものであるが、その厚生年金保険料控除額は、8年11月分から9年1月分までの期間は記載されていないにもかかわらず、それより前の8年5月分及び同年7月分から同年10月分までの期間において確認できるところ、①平成8年10月分以前の控除額は、いずれも同年10月改定による厚生年金保険料率で計算された額であり、当該料率改訂前の給与において改訂後の保険料率で控除されるとは考え難いこと、②申立人は平成9年中の給与支給明細書を同年3月分から同年12月分については保有していないこと、③「平成8年12月分」と印字されている給与支給明細書において、その年月が手書きにより「平成9年2月分」に訂正されていること、④前述の平成8年分源泉徴収票において、社会保険料等の金額は「0円」と記載されていること等、これらの事情を踏まえると、申立人から提出された厚生年金保険料の控除が確認できる8年5月分及び同年7月分から同年10月分

までの期間の給与支給明細書は、8年中に交付されたものとは考え難く、9年中に交付されたものと考えられる。

さらに、事業主から提供のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、申立人の資格取得日は平成9年1月21日であり、社会保険庁の記録どおりに事業主により申立人に係る届出がなされたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 29 日から 47 年 1 月まで
昭和 43 年 12 月 1 日から 47 年 1 月まで A 社に勤務した。この期間の厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に確認したところ、45 年 1 月 29 日以降の期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けた。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録において、申立人が勤務していた A 社は、昭和 45 年 1 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、社会保険事務所が保管している同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人を含む 10 名の被保険者資格喪失日は同日と記録されているところ、当時の同僚は「昭和 44 年の年末ごろ、会社は倒産した」と証言しており、申立人自身も「昭和 45 年 5 月に結婚式を挙げたが、婚約指輪と結納品を準備しているところに、会社が倒産し、社長に頼まれ、商品を持ち出し、自宅に保管していた」と述べていることを踏まえると、同社は 44 年 12 月ごろに、事実上、倒産していたものと考えられ、申立人が申立期間において同社に勤務していた事情はうかがえない。

なお、申立人の申立期間当時の国民年金記録によれば、申立人は、昭和 44 年 11 月に被保険者資格を取得し、45 年 3 月以降の国民年金保険料について、同年 5 月に国民年金の被保険者資格を取得したその妻と共に申請免除の記録になっていることが確認できる。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細等を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 6 月 1 日から 55 年 7 月 1 日まで
(A社B店)
② 昭和 55 年 7 月 1 日から 57 年 9 月 11 日まで
(A社)
③ 平成 7 年 1 月 2 日から同年 11 月 1 日まで
(C社)
④ 平成 8 年 8 月 1 日から 9 年 9 月 1 日まで
(C社)

A社B店及び同社D店に昭和 53 年 12 月 21 日から勤務し、54 年 6 月以降は手取りで毎月 30 万円程度が支給されていたが、社会保険庁の記録では、標準報酬月額が同年 6 月から 56 年 7 月までは 24 万円、同年 8 月から 57 年 8 月までは 30 万円となっている。また、C社に 2 度勤務したが、双方共に手取りで 30 万円という約束で入社した。実際に同額の給与が支給されていたが、社会保険庁の記録では、平成 9 年 8 月までの期間の標準報酬月額が、それぞれ手取り額の 30 万円となっている。各申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、A社の入社前に、その業務の経験があったことから、給与は高額であったと主張しているところ、社会保険事務所の記録によると、同時期に入社した同僚の標準報酬月額が 18 万円であることに比べて、申立人の標準報酬月額は 24 万円となっており、申立人の標準報酬月額が著しく低額である事情はうかがえない。

また、申立人は「申立期間①当時の上司に給与の引き上げを依頼したところ、主任手当を 5 万円に引き上げてもらい、技術手当も加算されるよう

になった」と主張しているが、当該事業所の本店は「当時の賃金台帳や社会保険関係届出書などの関連資料は無い」と回答しているものの、申立期間①当時の同事業所B店の店長は「従業員の給料については、全店舗の店長会議及び役員会議の中で、従業員間のバランスを考慮し、その者の評価をしていたので、その会議を経なければ引き上げは無かった。また、当時の主任手当は1万円から2万円であり、技術手当は無かった」と証言している上、申立期間①当時の経理担当者は「標準報酬月額届出は、新規取得時及び毎年行われる定時決定時に支払われた給料により行われたものであり、その届出により決定された標準報酬月額に基づく保険料控除を行っていた」と証言していることから、申立人の主張を裏付けることができない。

申立期間③及び④について、申立人は、「C社に勤務していた期間の標準報酬月額は、当時の手取り金額であり、控除されていたものを含めると、標準報酬月額は多くなるはず」と主張しているが、C社の事業主からは「雇用契約時の賃金は、報酬月額によるものであり、手取り額によるものではない」との証言を得ている上、同社から提出された申立人の申立期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得年月日訂正届は、社会保険事務所が行った総合調査の指摘に基づき平成7年7月24日に提出されたものであることがうかがえ、申立人の被保険者資格取得日について、当初、同年2月1日で届出がされていたものが同年1月2日に訂正されている一方、その標準報酬月額については訂正されておらず、社会保険事務所における総合調査は、出勤簿及び賃金台帳等を確認した上で行われることを踏まえると、申立期間③において、申立人が主張する給与額が支給されていたとは考え難い。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の当該事業所における標準報酬月額が、申立期間④は30万円、その後の平成9年9月1日からは38万円であることが確認できるところ、同様に同事業所から提出された申立人の申立期間④に係る被保険者標準報酬決定通知書及び被保険者報酬月額変更決定通知書に記載されている給与額は、同年5月支給分は社会保険庁の記録と一致している30万円、同年6月支給分から同年8月支給分は37万8,000円であり、この同年6月からの給与額の上昇に伴い、厚生年金保険法の規定に基づく改訂後の給与が支給された4か月後に標準報酬月額の随時改定をするための被保険者報酬月額変更届が、事業主により社会保険庁の記録どおり提出されていることが確認でき、申立人の申立期間④に係る標準報酬月額が、申立人の主張する標準報酬月額であった事情はうかがえない。

さらに、申立人は、その主張に基づく各厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、各申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

群馬厚生年金 事案 502

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 6 年 11 月 30 日まで
代表取締役として勤務した A 社における被保険者期間のうち、平成 4 年 10 月 1 日から 6 年 11 月 30 日までの標準報酬月額が、在職時の報酬月額と相違している。当時の報酬月額は 55 万円から 56 万円であったので、実際に支払われていた報酬月額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務める A 社は、平成 6 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日付けで申立期間に係る標準報酬月額が 53 万円と記録されていたものが、28 万円に遡及^{そきゅう}して減額処理されていることが確認できる。

一方、申立人は「滞納保険料の支払方法について管轄の社会保険事務所に相談したところ、平成 6 年 10 月ごろに社長の役員報酬を下げることでより保険料負担が軽くなるので、差額を持ってくれば良いと説明を受けた。残金を分割にしてもらおうと思ったが、あと 50 万円用意すれば、残金はいらないと言われた」と回答していることから、申立人は当該事業所が負担すべき保険料が縮減されることを承知していたものと推認でき、代表取締役である申立人の一切の関与も無しに当該手続が行われていた事情はうかがえず、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、当該減額処理に関与していないとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

群馬厚生年金 事案 503

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 7 年 6 月 24 日まで
代表取締役として勤務した A 社における被保険者期間のうち、平成 6 年 10 月 1 日から 7 年 6 月 24 日までの標準報酬月額が、在職時の報酬月額と相違している。当時の報酬月額は 36 万円であったので、実際に支払われていた報酬月額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務める A 社は、平成 7 年 6 月 24 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日以降の同年 6 月 28 日付けで申立期間に係る標準報酬月額が当初 36 万円と記録されていたものが、9 万 2,000 円に遡及して減額処理されていることが確認できる。

一方、申立人は当該減額処理について「保険料の滞納があったので社会保険事務所が帳じりを合わせるために行ったのだろう。私自身は全く知らなかった」と述べているが、申立人の被保険者資格喪失に伴う健康保険証の返納日が当該減額処理日である平成 7 年 6 月 28 日と同日である上、「代表者印は私が管理していた」との申述を踏まえると、代表取締役である申立人の一切の関与も無しに当該手続が行われていた事情はうかがえず、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、当該減額処理に関与していないとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額の訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から6年11月30日まで
A社の事業主であったときの報酬月額は60万円ぐらいだったが、標準報酬月額が平成4年11月1日から8万円になっているので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び商業登記簿謄本によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成6年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日以降の同年12月7日付けで申立期間に係る標準報酬月額が当初53万円と記録されていたものが、8万円に^{そきゅう}遡及して減額処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額が訂正されていることは知らなかった旨を申述しているものの、当時の経理担当者が保管していた申立人が作成したものと推認できる健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、当該担当者以外はマスキングにより氏名等が確認できないものの、その最上段は健康保険整理番号が「*」である申立人であることが推認でき、そこに記載されている標準報酬月額は申立人の減額後の8万円と確認できる上、当該事業所の社判が押された当該喪失確認通知書の社会保険事務所における受付印の日付は、当該減額処理がされた平成6年12月7日と同日であることを踏まえると、代表取締役である申立人の一切の関与も無しに当該減額処理が行われた事情はうかがえず、代表取締役であった申立人が当該減額処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 21 日から 47 年 2 月 21 日まで
A社（後に、B社）に、昭和 42 年 12 月 1 日から 48 年 9 月 1 日までの期間、継続して勤務していたが、社会保険事務所の記録では、46 年 4 月 21 日から 47 年 2 月 21 日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてもA社に継続して勤務していたと申し立てているが、同社は既に閉鎖されており、申立人に係る関連資料等は保管していない上、同社の2名の従業員からの証言は、「昭和46年ごろ、県内のゴルフ場の工事が始まったが、その時に申立人は辞めていたと思う」、「昭和46年11月の挙式に申立人を呼んでいないので、退職していたのではないかと、いずれも申立人が申立期間において同社を退職していたことをうかがわせるものであり、このほかの従業員からも、証言等を得られないことから、申立人が申立期間に同社において勤務していたことを推認できない。

また、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録によると、当該事業所を昭和46年4月20日に離職し、47年2月21日に再度加入しており、厚生年金保険の記録と一致していることから、社会保険事務所の記録どおりに、事業主により申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されたことが推認できる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年10月ごろから28年11月1日まで
(A社B所)
② 昭和32年5月ごろから同年12月ごろまで
(C社D出張所)

A社B所に昭和27年10月ごろから勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は28年11月1日からであり、C社D出張所には、32年5月ごろから同年12月ごろまでの期間勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答であった。両申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人がA社B所に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、申立人の申立内容及び同僚の証言からうかがえる。

しかし、申立人は臨時雇用として入社したと申述しているところ、申立人と同時期に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「一年間の臨時雇用期間の後、厚生年金保険に加入となった」旨証言しており、ほかの複数の同僚も臨時雇用期間については、いずれも加入記録が確認できないことから、同事業所の事業主は、臨時雇用を含めたすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させておらず、一年間の試用期間を設けていた事情がうかがえる。

申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、申立人が勤務していたとするC社D出張所は、昭和32年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②のうち、同年5月から同年9月までの期間は、適用事業所であった記録は確認できないところ、申立人からは現場名が記載された写真が提出されたものの、その撮影時期は特定できない上、同社が適用事業所となった時点において被保険者資格を取得している従業員からは、

申立人に関する証言が得られないことから、申立人が申立期間②において、同社に勤務していたことを推認できない。

また、申立人は、「現場採用のダンプカーの運転手であった」と述べているところ、C社は、「申立期間②における申立人の在籍記録は無い。現場単位で雇用契約を行っており、社会保険加入の可否も現場で判断していたものと思われる。また、本社採用と現場採用では、社会保険の加入の取扱いが違っていた。現場採用の場合には、非加入扱いとなっていた」と回答している上、申立期間にC社D出張所において経理担当として勤務していた従業員は、「ダンプカーや重機の運転手及び電気関係の仕事をしていた人は、厚生年金保険に加入させていなかったが、過去に経験のある者については、加入させる場合もあった」と具体的な証言をしていることを踏まえると、同社においては、職種等により、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえ、申立人についても、職種により非加入とされた事情がうかがえる。

さらに、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等を保有しておらず、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

群馬厚生年金 事案 507

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月 1 日から 10 年 3 月 10 日まで
A社に勤務していたときの報酬月額は、44 万円ぐらいだったが、標準報酬月額が平成 9 年 10 月 1 日から 9 万 8,000 円になっているので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び商業登記簿謄本によると、申立人が代表取締役及び取締役を務めていたA社は、平成 10 年 3 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日以降の同年 7 月 10 日付けで申立期間に係る標準報酬月額が当初 44 万円と記録されていたものが、9 万 8,000 円に遡及して減額処理されていることが確認できる。

一方、当該商業登記簿謄本では、申立人は、申立期間当初は代表取締役であったが、当該減額処理日時点においては取締役であることが確認できるところ、申立内容を確認する書簡に対し、申立人からの回答が無いため、詳細な事情の収集はできないものの、当該事業所の関係者が「申立人は、取締役であった時期も会社の業務について権限を有しており、事実上の代表取締役であった。また、保険料の滞納もかなりあった」旨を証言している上、申立人が取締役であった時期の代表取締役には厚生年金保険の加入記録が無いこと等の事情を踏まえると、会社の業務の執行に関して、申立人は、代表取締役と同等の権限を有していたものと推認できることから、社会保険事務に関しても、申立人の一切の関与も無しに届出が行われた事情はうかがえず、申立人が当該減額処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものでないことを主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 26 日から 34 年 4 月 15 日まで
A社に昭和 32 年 1 月ごろから 34 年 10 月までの期間、事業所二階の寮に住み込みで継続して勤務していたが、社会保険事務所の記録は、32 年 5 月 1 日から同年 7 月 26 日までの期間及び 34 年 4 月 15 日から同年 10 月 26 日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっており、申立期間が空白となっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてもA社に継続して勤務していたと申し立てているが、社会保険庁のオンライン記録によると、同社は平成 7 年 8 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間当時の勤務の実態について確認することができない。

また、申立人は当該事業所における当時の同僚等を 7 名記憶しており、そのうち連絡が取れた 2 名は、申立人が在籍していたことは記憶しているものの、その勤務期間については明確ではないと証言している上、申立期間当時在籍していた従業員で連絡の取れた 10 名のうち 3 名からは、前述の 2 名と同様の証言を得ており、ほかの 6 名は申立人の記憶は無いとしているほか、残りの 1 名は「申立期間に数か月間、当該事業所内の寮で生活をしてしたが、申立人は記憶に無い」と証言しているなど、いずれの証言によっても、申立人の申立期間における勤務の事実を確認できない。

さらに、申立人から提出された複数の写真について、社員旅行の写真は、参加している同僚から推測すると、申立期間前の在籍期間中である昭和 32 年 4 月末から同年 5 月初めごろのものと考えられ、申立期間中にあたる満 19 歳と記載された同僚との記念写真は、2 人に所縁のある B 市において撮影され

ており、当該事業所の寮で撮影と記載された写真は、撮影時期が不明であるなど、これらの写真において、申立人の同事業所における申立期間の勤務実態を推認することはできない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。